

受動喫煙防止対策について

受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するため、国は改正健康増進法を、東京都は受動喫煙防止条例を制定しました。

2020年4月1日の改正法及び都条例の全面施行時には、受動喫煙による健康影響を未然に防止するため、多数の方が利用する施設は、原則屋内禁煙となります。施設内に喫煙する場所を設ける場合には、基準を満たした喫煙専用室等を設置し、標識の掲示や20歳未満の方の立入禁止などの対応をしていただく必要があります。

施設管理者の皆様には、新しい制度に適切に対応していただくため、必要な準備をお願いいたします。

1 啓発資料について：施設管理者向けハンドブック（A5サイズ冊子）

どの施設がどの分類となり、どのような対策を取るべきかを整理した内容となっています。喫煙室を設置する場合の要件や基準についても記載しています。

事業者の皆様などへ配布していただける場合は、ご希望の部数等を教えていただければお送りいたします。是非、周知に御協力いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

2 施設管理者向け説明会について

令和元年8月6日（火曜日）に、施設管理者の方を対象とした説明会を開催します。飲食店、宿泊施設に限らず、様々な施設管理者の方にご参加いただけますので、ご都合がつけば是非お申込みください。詳細はプレス資料を御覧ください（ご希望者多数の場合は先着順にて受講者を決定いたしますので、御了承ください）。

3 その他

受動喫煙防止対策に関する相談窓口を設置しています。制度の内容や喫煙室設置に関する御質問などがありましたら、御利用ください。また、ホームページにも様々な情報を掲載しておりますので、是非御覧ください。

- ・受動喫煙防止対策専用相談窓口：0570-069690（もくもくゼロ）
（平日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：45／相談料は無料ですが通話料がかかります。）
- ・ホームページ：「東京都受動喫煙防止条例」で検索
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html